

桂川町長 井 上 利 一 様

桂川町監査委員 稲 岡 良 平

桂川町監査委員 杉 村 明 彦

9月例月出納検査結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項及び桂川町監査基準第2条第1項第5号の規定により、例月出納検査を実施したので、同法第235条の2第3項及び同基準第14条第3項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 検査の対象 会計管理者所管分
- 2 提出書類 令和7年8月分
- 3 検査の期間 令和7年9月24日・25日
- 4 監査の場所 桂川町監査室
- 5 検査の概要
 - (1) 会計管理者保管の歳入・歳出伝票及び関係書類を照合しました。
 - (2) 各金融機関の発行した残高証明書、預金明細書、基金台帳、収入・支出月計表及び収支計算書等により現金保管の状況を確認しました。
 - (3) 関係職員から収納状況等を聴取しました。
- 6 評価項目 現金の出納事務が適正に行われているか。
- 7 検査の結果

歳計現金、歳計外現金及び基金預金残高について、相違ないことを認めましたが、別紙のとおり一部不適切な事務処理がありました。

なお、指摘事項については、10月21日（火）までに文書で回答してください。

一般会計 令和7年9月 例月出納検査における指摘事項

1. 指摘事項

令和7年8月分の一般会計例月出納検査において、支出命令書及び支出事実を確認したところ、次のとおり二重に支出が行われていた事実が判明した。

2. 主管課

建設事業課

3. 支出内容

7月分 桂川駅自由通路等清掃委託料

4. 日付及び支出金額

起票日：令和7年8月6日

支出日：令和7年8月25日 228,800円

起票日：令和7年8月13日

支出日：令和7年8月25日 228,800円（同一の内容にて再支出）

5. 発生原因

支出命令の起案段階における確認が不十分であり、かつ、担当者間の支出状況の照合が徹底されなかったためと考えられる。

6. 意見

公金の適正な管理を図るうえで、同一内容による二重支出は重大な誤りである。今後、同様の事案が発生しないよう、アナログ面では支出命令前の支出状況の確認の徹底、担当者間の支出情報の共有等、デジタル面ではシステム改修によるチェック体制の強化等、具体的な再発防止策を早急に講ずる必要がある。